

## 第 4 回三重県国民健康保険運営協議会準備会概要（案）

日時 平成 29 年 9 月 19 日（火）13 時 30 分～15 時 00 分

場所 アスト津 4 階 研修室 A

出席者 【被保険者代表委員】 山下晴美、川上輝佐子、鈴木恒

【保険医等代表委員】 馬岡晋、稲本良則、増田直樹

【公益代表委員】 駒田美弘、長友薫輝

【被用者保険代表委員】 真柄欽一、鈴木啓之

## 1 国民健康保険の財政運営の県一元化に向けて

事務局から、資料 1 により、これまで県内市町と県で検討を行ってきた経緯と協議事項について説明を行った。

## 2 市町が県に支払う納付金等の仮算定結果について

事務局から、資料 2 により、平成 28 年度決算を使った仮算定結果について説明を行った。

- ・平成 29 年度から県による国保財政運営が行われたと仮定し、制度改正に伴う国の追加財政支援、県の交付金をおおむね反映させて試算
- ・市町から県への納付金の必要額だけでなく、被保険者への影響を示すため、一人あたりの保険料の増減について試算
- ・平成 29 年度の一人あたり保険料額を算定するにあたっては、平成 28 年度と同じ事業（健康教室等）を行い、同じ公費等を受け、同じ法定外繰入や基金繰入を行ったものとして試算
- ・国から示されていない公費が約 700 億円あり、最終結果ではない。

（意見等）

- ・保険料負担が減少する結果となった市町について、負担減少をそのままにして体質改善に使ってもらうとはどういうことか。また、体質改善に使ったかどうかのチェックはどうするのか。  
→保険料負担が減少となった市町が、同じ保険料を徴収すると会計が潤うことになるので、一般会計繰入をしているところであれば、それをなくすように改善してもらう必要がある。また、基金積立をして激変緩和終了後に備えるなど、現在の市町の状況により変わってくる。  
保険料の用途については、特別会計にて資金管理しているので、他のことに使われることはないと考えており、決算に表れてくる。また、赤字市町は、赤字解消計画を策定することになっており、運営協議会等において取組内容を確認することになっている。
- ・赤字があり、納付金が減少とならない市町があった場合、どのような問題があるか。  
→例として、赤字市町については、集めるべき保険料の賦課がされていないのであれば、保険料を上げることが必要。また、医療費が高いのであれば、国・県の被保険者努力支援事業を活用し、医療費適正化のために保健事業等に取り組むこととなる。

- ・ 医療費や保険料を計算する際の分母となる国保被保険者の構成について、高齢化により後期高齢者医療制度への移行が進んでいく中、県内各市町で年齢・所得等に差があることについては、どのように考えているか。  
→今回の改革による財政運営の県一元化の点から、県内被保険者約40万人で計算することとなり、分母は大きくなる。これにより県内各市町にて助け合いをすることとなり、また、負担増となる市町に対しては激変緩和対策がとられる。
- ・ 国においては、今回の試算結果により、30年度の急激な負担増加を避けることと新たな公費をどう入れるかを検討している。繰入解消により国保財政が苦しくなる市町も出てくるし、また県財政の負担増などいろいろな側面から考える必要がある。次の公費をどう取っていくかという視野が必要。また、医療費適正化について検診（早期発見・早期治療、予防）の話があったが、低所得者階層の方の負担を下げ医療を利用しやすくし、重症化する前に医療にかかってもらうなど、施策や公費のあり方の検討が、今後の視野として必要。

### 3 三重県国民健康保険運営方針中間案について

(意見等)

- ・ 医療費適正化取組について、被用者保険においても実施している特定健診、保健指導、がん検診等の受診率向上のため、市町と協力し取り組めるよう県も協力してほしい。また、被扶養者の保健指導についても、市町の協力をお願いしたい。
- ・ 財政状況のデータで、赤字金額が18億円、県の財政安定化基金が27億円であるが、基金が不足するのではないか。  
→赤字の金額は、市町が繰入した金額であって、決算により剰余金となり翌年度繰入した金額も含まれているので、実質の赤字額ではない。財政安定化基金については、30年度以降も国庫補助金により上積みが多少ある予定。
- ・ 健康づくり部門主催の研修会等においても、国保データベースシステムからの情報を提供し、連携して保健事業に取り組んでもらいたい。保健指導について、川崎市や広島市では、地区担当制にして住民の健康管理に取り組んでいる事例がある。国保データベースシステムを活用することにより、今後の取組む課題が発見できることと思う。
- ・ 収納対策については、費用対効果の検証が必要

### 4 その他

事務局から、国民健康保険の財政運営が都道府県に一元化することに伴い必要とされる県条例の改正・廃止・制定、今後のスケジュールについて説明。

- ・ 12月の県議会において、国民健康保険運営協議会に関する条例を提案する。
- ・ 1月（予定）、法定の国保運営協議会を開催し、運営方針や納付金等について知事へ答申することとなる。
- ・ 1月以降に設置される運営協議会においては、準備会委員として議論していただいた方々に引き続き、委員として参加いただきたいと考えている。